

○福島地方水道用水供給企業団職員服務規程

〔昭和60年11月1日
管理規程第7号〕

（趣旨）

第1条 福島地方水道用水供給企業団職員の服務については、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（服務）

第2条 前条の職員の服務については、福島市水道局企業職員の服務の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。